

### 第3章（基準07）

#### （管理運営）

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

#### 《7-1の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

#### （1）7-1の事実の説明（現状）

本学の目的については、「学校法人田村学園寄附行為」（第3条）に法人の目的が掲げられ、基準1で示した通り、学則に本学の目的が掲げられている。この目的を達成するための法人の管理運営体制は、理事会、評議員会、監事から成り、それぞれの役割は「学校法人田村学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）の中で明確に示されている。また大学と法人の間で大学運営の審議機関として「大学経営会議」、大学の管理運営を大学として審議決定する「大学運営会議」が設置されており、それぞれの役割は「田村学園組織運営規程」で示されている。

#### 〔理事会〕

寄附行為 第17条第2項には、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されている。

メンバーは、6名の理事（外部からの理事3名含む）及び2名の監事（すべて外部から）で構成されている。理事会は、理事長が招集し、議長となり、本学園の重要事項について審議が行われる。年間に原則4回開催される。平成22（2010）年度は5月、9月、2月、3月に4回開催した。

また、平成23（2011）年3月の理事会において理事1名が退任し、新理事が1名選任された。

#### 〔評議員会〕

学校法人の業務もしくは財産の状況又は役員業務執行の状況について意見を述べる諮問機関である。メンバーは14名の評議員で構成される（寄附行為 第20条第2項）、理事長は、予め評議員会から以下（表7-1-1）の事項に関する意見を聞かなければならない。

#### 表7-1-1 評議員会の審議事項 寄附行為 第22条

- （1） 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- （2） 事業計画

- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

評議員会は、理事長が招集し、年間に原則4回開催される。平成22（2010）年度は5月、9月、2月、3月に4回開催した。

また、平成23（2011）年3月の理事会において評議員1名が退任し、新評議員が1名選任された。

〔監事〕

監事は以下（表7-1-2）の職務を遂行するとともに、理事会及び評議員会に出席して経営面について意見を述べている。

表7-1-2 監事の職務事項 寄附行為 第16条

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（都道府県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

平成22（2010）年7月の文部科学省による「寄付行為変更許可後の実地調査」で指摘された、公認会計士との意見交換等は、平成22（2010）年10月に実施し、公認会計士が行う監査との連携を図った。

〔選考・採用〕

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しては、寄附行為に規定され、厳格適性に行われている。この寄附行為に基づき平成23（2011）年3月に理事1名の交代が行われた。

表7-1-3 役員に関する諸規程 寄附行為 第6条から第11条及び第24条から第26条

(理事、監事)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 6名
- 2 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち1名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 多摩大学の学長
- 2 多摩大学目黒高等学校の校長
- 3 評議員の中から評議員の互選によって定められた者2名
- 4 この法人の功労者又は学識経験者の中から前3号に規定する理事の過半数をもって選任された者2名

2 前項第1号第2号第3号に規定する理事は学長、校長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

第9条 役員(第7条第1項第1号第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は4年とする。

ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 3 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- 1 任期の満了。
- 2 辞任。
- 3 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(評議員)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 多摩大学の学長
  - 2 多摩大学目黒高等学校の校長
  - 3 この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他職員を含む。この条以下同じ。）の中から理事会において選任された者3名
  - 4 この法人の設置する学校を卒業した者で25歳以上の者の中から理事会において選任された者2名
  - 5 理事の中から理事の互選によって定められた者1名
  - 6 この法人に関係のある学識経験者で前5号に規程する評議員の過半数をもって選任された者6名
- 2 前項第1号第2号第3号に規定する評議員は学長、校長、この法人の職員もしくは理事の職又は地位を退いた時は評議員の職を失うものとする。

第25条 評議員（前条第1項第1号第2号に規定する評議員を除く。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第26条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
  - 2 辞任。

〔大学の管理運営体制〕

大学の運営に関する重要事項について審議・決定するために「大学戦略会議」を設置していたが、2学部1研究科、3キャンパスへと拡大したこともあり、平成22（2010）年4月より、学長のリーダーシップの下に大学運営、教育方針、大学・大学院調整等、教学に関する重要事項を協議、決定するために、「大学運営会議」を設けた。

これに伴い、「大学戦略会議」を法人組織の「大学経営会議」とし、理事会と大学の更なる意思疎通を図り、法人・大学間重要事項を審議・決定する体制を強化した。平成22

（2010）年度は「大学運営会議」を合計11回、「大学経営会議」を合計4回開催した。

「大学運営会議」のメンバーは学長、両学部長、大学院研究科長、学長室長、大学事務局長、学長指名で経営企画室長、MIC長である。また「大学経営会議」のメンバーは理事長、常務理事、学長である。教学に関する重要事項は各学部教授会、大学院研究科教授会で審議し、「大学運営会議」に諮っている。

## （2）7-1の自己評価

大学の設置者の管理運営体制は「寄付行為」、「田村学園組織運営規程」に定められている通りに整備され、適切に機能している。

大学の管理運営体制も「田村学園組織運営規程」に定められている通りに整備され、適切に機能している。

平成22（2010）年度の理事の交代も「寄付行為」に従って、適切に行われた。理事会、評議員会も予定通り年間4回開催され、法人の最高意思決定機関、諮問機関として適切に機能している。

### **（3）7－1の改善・向上方策（将来計画）**

理事、評議員、監事の役割分担を、学校法人法改正の趣旨に沿って、いっそう明確化し、それぞれの機能強化に努める。また、コンプライアンス、ガバナンスの観点から内部統制の強化を模索する。

## 7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### 《7-2の視点》

#### 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

##### (1) 7-2の事実の説明（現状）

理事長は法人を代表し、その業務を総理し、学長は校務を掌り、所属職員を統督する（学校法人田村学園組織運営規程第7条）。理事会では学長が理事として出席し、大学の全学的に係る重要事項を審議及び決定すると同時に大学と法人の調整も行う。

各教授会及び研究科教授会の審議、決定事項は、「大学運営会議」に上程され、大学としての意思決定がなされている。

「大学運営会議」には、学長以下、大学の各部門責任者が出席し、原則毎月開催し、大学の意思を決定しており、「大学経営会議」には理事長、常務理事、学長が出席し、年4回開催し、「大学運営会議」の決定を管理部門と教学部門の代表者で討議等が行われ、迅速な意思決定がなされている。これらは、理事会で最終決定を行っている。

学校法人（管理部門）には法人事務局があり、教学部門（大学側）の大学事務局と日々連絡をとり、また1ヶ月に1回、常務理事、両事務局長による合同会議を行い、大学事務運営の情報を共有化している。

##### (2) 7-2の自己評価

管理部門と教学部門の連携が適切になされており、特に従来の「大学戦略会議」を「大学経営会議」と「大学運営会議」に分けたことにより機能強化、迅速な意思決定が出来たことは充分評価できる。

##### (3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

「大学経営会議」と「大学運営会議」は平成22（2010）年度に設置してから、充分機能しているが、更に迅速な意思決定が出来るように努める。

**7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。**

《7-3の視点》

**7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。**

**7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。**

**7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。**

**(1) 7-3の事実の説明（現状）**

本学は、学長を委員長とした、自己点検評価委員会により、毎年恒常的に自己点検評価を行っている。

活動内容、結果を、報告書にまとめ、本学のホームページ上に公開し、別途印刷製本の上、学内全専任教職員と学園内及び他大学に配付している。平成22（2010）年度は、保留となった日本高等教育評価機構の再認証を受審し、平成23（2011）年3月に同機構より認定された。

平成21（2009）年度の自己点検評価結果に基づき、多摩大学の規程集を全面的に見直すこととし、平成22（2010）年4月より「田村学園組織運営規程」、「学則」、「学内諸規程集」の見直し検討に入り、148編あった規程を、体系化、内容の新設、統廃合などを行い、平成23（2011）年2月までに100編に編集し直した。

**(2) 7-3の自己評価**

全学的組織である自己点検評価委員会の下、自己点検報告書を毎年作成し、自己点検評価のPDCAをまわしていることは大いに評価できる。

保留中であつた日本高等教育評価機構の再認証で認定されたことで、基準をクリアした。また規程集等の体系化、整理・統合したことにより上部規程、下部規程が明確になり、大学運営のガバナンスが向上した。

これらのことより、自己点検評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されているといえる。

**(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）**

規程集の改訂作業は、まだ完成しておらず、平成23（2011）年9月までには終了し、自己点検PDCAサイクルとともに更なる大学運営の改善・向上を図る。

教員業績の公表を通じて、教学の活性化を検討する。

**【基準7の自己評価】**

「大学運営会議」と「大学経営会議」を設置し、機能強化、迅速な意思決定がなされたことは、評価できる。

規程の整理や自己点検評価体制の拡充により、大学運営強化ができたことは、評価できる。

**【基準7の改善・向上方策（将来計画）】**

自己点検評価のPDCAサイクルを止めることなく、回し大学運営の改善、向上を図る。ホームページの更新による、大学データの整理と積極的な公開により、開かれた大学を目指す。